

○運搬証明書の再交付

(第 19 条第 4 項)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 29 年 3 月 22 日

令和 3 年 3 月 26 日

審査基準

令和 3 年 3 月 26 日作成

法令名	火薬類取締法
根拠条項	第 19 条第 4 項
処分の概要	運搬証明書の再交付
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	火薬類取締法第 17 条第 8 項 火薬類の運搬に関する内閣府令第 5 条(運搬証明書の再交付の申請)、同第 8 条(運搬の届出等の経由)
審査基準	
標準処理期間	1 日
申請先	出発地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	警察署長